

農地中間管理事業の推進に関する  
基本方針



令和5年6月

鹿児島県



# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 趣 旨

この基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「法」という。）第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めており、地域計画を実現するため農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）を活用した農地の集約化を進める等の法改正を踏まえて見直すものである。

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現 状 (平成30年度)	政策目標 (令和5年度)
耕地面積 …… (①)	1 1 7, 1 0 0 ha	1 1 6, 0 0 0 ha
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積 … (②) ※1	4 9, 6 0 0 ha	1 0 4, 4 0 0 ha
②/①	4 2. 4 %	9 0 % (国の要請目標)

※1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、個人経営体、団体経営体及び特定農業団体等の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託の合計面積。

### 2 1以外の農地中間管理事業の推進等により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現 状 (平成30年度)	政策目標 (令和5年度)
荒廃農地(遊休農地)面積 ※2 農用地区域内	2, 6 3 4 h a	0 h a

※2 荒廃農地の解消については、農地中間管理事業のほか、国・県・市町村等の補助事業の活用、農家の自助努力等により関係機関・団体が連携し取り組むこととする。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため、農地バンクが十分に機能を発揮できるよう県、地域、市町村段階の推進体制を整備する。
- (2) 地域での協議により目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した地域計画を実現すべく、関係機関・団体と連携して、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進める。
- (3) 農地整備事業の実施地区においては、一体的に農地中間管理事業の推進を行うなど連携を図る。
- (4) 農地バンクを活用した担い手への農地を更に集積・集約化するため、農地を貸し付けた地域及び個人を支援する「機構集積協力金」など各種補助事業や制度等の周知を図る。
- (5) 市町村・農業委員会等と農地バンクが連携し、法に基づく所有者不明農地の活用促進を図る。

### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業の実施にあたっては、農地バンクが作成する「農地中間管理事業規程」等に基づくものとする。
- (2) 農地バンクは、原則として全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務を委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。  
また、委託された業務を適切に行えると認められる場合は、市町村農業公社等に委託できるものとする。

### 5 農地中間管理事業に関する啓発普及

- (1) 地域計画の策定・変更のプロセスや実現に向けた取組において、地域の関係者に農地バンクの活用方法について、関係機関・団体と連携し、周知・徹底を図る。
- (2) 県や農地バンクが実施する研修会等で農地中間管理事業の推進を図る。

### 6 地方公共団体、農地バンク、日本政策金融公庫等の連携及び協力

県、農地バンク、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、市町村、農業委員会、日本政策金融公庫等は連携・協力し、農地中間管理事業の円滑な実施を図る。

### 7 その他

情勢の推移等により必要が生じたときは、基本方針を見直すものとする。